

出展者：_____

誓約書

私は、紫金山公園にて開催される「紫金山公園 MoriMoriDAY2025～みんなでつくるマルシェ～」における出展に際し、下記事項を厳守することを誓約します。

記

1. 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しません。
2. 私は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号の規定に該当しません。
3. 私は、反社会的団体又はそれらの構成員、その他宗教団体等公共のイベントとして不相応な団体ではありません。
4. 私は、法律、公序良俗に反する行為は行いません。
5. 私は、宗教活動や政治活動などの行為は行いません。
6. 私は、出店にあたり、過度な勧誘行為は行いません。
7. 私は、イベント営業時間を厳守します。
8. 私は、出店にあたり、いかなる時も周囲への安全に十分注意します。万が一、来場者にけが等を負わせた場合は、一切の責任を取り、速やかに吹田市土木部公園みどり室へ報告します。
9. 私は、来場者および通行人に対し、不快を与える行為は行いません。
10. 私は、ゴミの発生などをできるだけ少なくするように努力し、出展場所付近については責任をもって整理・清掃します。
11. 私は、吹田市土木部公園みどり室に提出した事項はすべて真実に間違いなく、これらに変更が生じた時は、速やかに連絡します。
12. 私は、開催会場の指定された場所以外での販売は致しません。

【以下食品を取り扱う出店者】

13. 私は、出店運営にあたり、商品の表示は法律に則り、正確に行い運営管理します。
14. 私は、出店にあたり、食品衛生に十分注意します。保健所への申請等については、個人の責任で行い、食中毒やその他事故の一切の責任を取ります。
15. 私は、出店にあたり、周囲の安全には十分配慮します。また、火気の取扱う場合については細心の注意を払い、消火器などの消火設備を必ず準備します。

注) 上記事項や注意事項に反した出店者には、即刻退店していただく場合があります。その場合、出店者に対して損害が発生しても一切の賠償はございません。

吹田市土木部公園みどり室長 宛

令和 年 月 日

・所在地

・代表者名

・代表者の生年月日

年 月 日

【抜粋】暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

【抜粋】大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 四 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者をいう。
- 五 入札参加資格者 建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち府が発注するもの（以下「公共工事等」という。）に係る入札の参加者の資格を有する者をいう。
- 六 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- 七 暴力団排除特別強化地域 暴力団排除を特に強力に推進する必要がある地域として別表第一及び別表第二に掲げる地域をいう。
- 八 特定営業 次に掲げる営業をいう。
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風適法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業
 - ロ 風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業
 - ハ 風適法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業
 - ニ 風適法第二条第十三項に規定する接客業務受託営業
 - ホ 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むもの（風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）
 - ヘ 大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例（平成十七年大阪府条例第百二号）第二条第四項に規定する特殊風俗あっせん事業
 - ト 道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業（イからへまでのいずれかに掲げるものを除く。）
- （1）イからへまでのいずれかに掲げる営業に関し、客引きをする行為
- （2）イからへまでのいずれかに掲げる営業に関し、人に呼び掛け、又はばらその他の物品を配布し、若しくは掲示して客を誘引する行為
- （3）イからへまでのいずれかに掲げる営業に係る役務に従事するように勧誘する行為
- （4）写真又は映像の被写体となる役務に従事するように勧誘する行為
- 九 特定営業者 特定営業を営む者をいう。
- 十 規制対象建設業者 建設業法第二条第二項に規定する建設業（以下「建設業」という。）を営む者であって暴力団排除特別強化地域（別表第二に掲げるもの）に限る。第十六条の三及び第十六条の五において同じ。）に営業所を有するものをいう。

（令六条例五二・一部改正）